

<p>第十五条 国及び地方公共団体は、肝炎患者等に対し適切な肝炎医療が提供されるよう、前項の医療機関その他の医療機関の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(肝炎患者の療養に係る経済的支援)</p> <p>第十六条 国及び地方公共団体は、肝炎患者が肝炎医療を受ける機会の確保等)ために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(肝炎医療を受ける機会の確保等)</p> <p>第十七条 国及び地方公共団体は、肝炎患者が肝炎医療を受けるに当たって入院、通院等に支障がないよう医療機関、肝炎患者を雇用する者の他の関係する者間の連携協力体制を確保することその他の肝炎患者が肝炎医療を受ける機会の確保のために必要な施策を講ずるとともに、医療従事者に対する肝炎患者の療養生活の質の維持向上に関する研修の機会を確保することその他肝炎患者の療養生活の質の維持向上のため必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備等)</p> <p>第十八条 国及び地方公共団体は、革新的な肝炎の予防、診断及び治療に関する方法の開発その他肝炎の罹患率及び肝炎に起因する死亡率の低下に資する事項についての研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、肝炎医療を行う上で特に必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の早期の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等を講ずるものとする。</p> <p>35年法律第百四十五号)の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、並びに新たな治療方法の研究開発の促進その他治療水準の向上が図られるための環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>国及び地方公共団体は、肝炎患者等及びその家族又は遺族を代表する者、肝炎医療に従事する者並びに学識経験のある者の中から、厚生労働大臣が任命する。</p> <p>第二十条 协議会は、委員二十人以内で組織する。</p> <p>協議会の委員は、非常勤とする。</p> <p>前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関する事項は、政令で定める。</p> <p>附則 (平成二五年一二月一三日法律第二〇三号) 抄</p> <p>第一条 (施行期日) この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。</p> <p>(肝硬変及び肝がんに関する施策の実施等)</p> <p>第二条 国及び地方公共団体は、肝硬変及び肝がんに関し、その治療を行う上で特に必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の早期の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、並びに新たな治療方法の研究開発の促進その他治療水準の向上が図られるための環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>附則 (平成二五年一月二七日法律第八四号) 抄</p> <p>第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第二十二条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>第一百条 (処分等の効力)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第二十二条の規定は、公布の日から施行する。</p>
---	--

<p>る場合を含む。)に規定する事項を処理するため、肝炎対策推進協議会(以下「協議会」といいう。)を置く。</p> <p>第二十一条 协議会は、委員二十人以内で組織する。</p> <p>協議会の委員は、肝炎患者等及びその家族又は遺族を代表する者、肝炎医療に従事する者並びに学識経験のある者の中から、厚生労働大臣が任命する。</p> <p>第二十二条 协議会は、委員二十人以内で組織する。</p> <p>協議会の委員は、非常勤とする。</p> <p>前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関する事項は、政令で定める。</p> <p>附則 (平成二五年一二月一三日法律第二〇三号) 抄</p> <p>第一条 (施行期日) この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。</p> <p>(肝硬変及び肝がんに関する施策の実施等)</p> <p>第二条 国及び地方公共団体は、肝硬変及び肝がんに関し、その治療を行う上で特に必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の早期の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、並びに新たな治療方法の研究開発の促進その他治療水準の向上が図られるための環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>附則 (平成二五年一月二七日法律第八四号) 抄</p> <p>第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第二十二条の規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>(政令への委任)</p> <p>第二百二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。</p> <p>第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第一略</p> <p>二 附則第十七条の規定</p> <p>正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日</p> <p>二 附則第十七条の規定</p> <p>正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日</p>
---	---